

〔注〕平成17年4月から改正経過を注記した。

改正

- 昭和49年3月30日条例第12号
- 昭和50年3月31日条例第11号
- 昭和54年3月28日条例第8号
- 昭和55年3月28日条例第8号
- 昭和57年3月24日条例第10号
- 昭和61年3月28日条例第8号
- 昭和61年6月25日条例第20号
- 平成元年12月26日条例第18号
- 平成7年3月29日条例第9号
- 平成10年3月23日条例第13号
- 平成11年3月24日条例第8号
- 平成17年4月15日条例第8号
- 平成18年9月28日条例第23号
- 平成19年3月27日条例第5号
- 平成23年3月28日条例第4号
- 平成24年3月28日条例第11号
- 平成25年3月27日条例第12号

西尾市障害者扶助料支給条例

(目的)

**第1条** この条例は、社会保障の理念に基づき、心身又は精神に障害があり、かつ、生活に困窮する市民に西尾市障害者扶助料（以下「扶助料」という。）を支給することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この条例において「障害者」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者をいい次に定めるところによる。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。
- (2) 知的障害者 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において療育手帳の交付を受けた者をいう。
- (3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。

(扶助料の種類及び額)

**第3条** 扶助料の種類及び額は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者扶助料

身体障害者手帳等級区分	月額
1、2級	4,000円
3級	3,000円
4、5、6級	2,000円

- (2) 知的障害者扶助料

療育手帳判定区分	月額
A	4,000円
B	3,000円

C	2,000円
---	--------

(3) 精神障害者扶助料

精神障害者保健福祉手帳等級区分	月額
1級	4,000円
2級	3,000円
3級	2,000円

(申請及び審査)

**第4条** 扶助料の支給を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

- 2 扶助料の支給を受けようとする者が、前条各号のいずれにも該当するときは、その者の選択によりその一つを申請するものとする。
- 3 市長は、申請があったときは、速やかにその審査を行い、可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(扶助料の種類及び額の改定)

**第5条** 扶助料の支給を受けている者（以下「扶助料受給者」という。）の障害の程度に変動を生じた場合は、ただちに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は前項の届け出を受理したときは、その障害の程度に応じて扶助料の種類及び額を改定する。

(扶助料の支給方法)

**第6条** 扶助料は、申請した日の属する月の翌月から、支給すべき理由が消滅した日の属する月まで支給する。

- 2 前条第1項の規定による届出がされた場合における扶助料は、届出のされた日（扶助料が減額となるときは、障害の程度に変動を生じた日）の属する月の翌月から改定後の扶助料とする。
- 3 扶助料は、年2回規則で定める期月にそれぞれの当月分までを支給する。ただし、扶助料を受け理由が消滅したときは、支給期月にかかわらず、その月までの分を支給することができる。

(失権)

**第7条** 扶助料受給者が次の各号の一に該当したときは、扶助料を支給しない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 本市に居住しなくなったとき。
- (3) 障害者でなくなったとき。
- (4) 故意に障害の程度を高めたとき。

(支給停止)

**第8条** 扶助料受給者が刑事施設、労役場、その他これに準ずる施設に拘禁されたときは、その該当する期間扶助料の支給を停止する。

- 2 扶助料受給権者が前年において国民年金法（昭和34年法律第141号）第36条の3に定める金額以上の所得を有したときは、その年の4月から翌年の3月までその支給を停止する。

(施設、学校等への入所者又は就学者に対する特例)

**第9条** 障害者で、次に掲げる施設、学校等に入所又は就学のため市外に居住した者については、別に定めるところにより、第7条第2号の規定にかかわらず、本市に居住しているものとみなす。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に基づく保護施設
- (2) 身体障害者福祉法第18条第2項に基づく指定医療機関
- (3) 児童福祉法第38条に基づく母子生活支援施設、第42条に基づく障害児入所施設
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6に基づく障害者職業能力開発校
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に基づく特別支援学校
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に基づく障害者支援施設

(支払未済の特例)

**第10条** 扶助料受給者が死亡した場合は、その者が支給を受けるべき扶助料で、その支給を受けていない分については、生計関係のある当該家族の代表者に支給する。

(委任)

**第11条** この条例に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日により本市に居住する者は、第3条第1項の規定にかかわらず、引き続き1年以上居住したものとみなす。
- 3 この条例の施行の日から昭和46年6月30日までに申請したものには、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和46年4月分から支給する。  
(一色町、吉良町及び幡豆町の編入に伴う経過措置)
- 4 一色町、吉良町及び幡豆町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、編入前の一色町心身障害者扶助料支給条例(昭和46年一色町条例第11号)、吉良町心身障害者扶助料支給条例(昭和46年吉良町条例第20号)又は幡豆町心身障害者扶助料支給条例(昭和46年幡豆町条例第13号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。
- 5 一色町、吉良町及び幡豆町の編入に伴い扶助料の受給資格を新たに有した者が、編入日から平成23年6月30日までの間に第4条の規定による扶助料の支給申請をしたときは、第6条の規定にかかわらず、同年4月分から支給する。

**附 則**(昭和49年3月30日条例第12号)

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に扶助料の受給資格に該当している者が、昭和49年5月31日までに申請したときは、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和49年4月分から支給する。

**附 則**(昭和50年3月31日条例第11号)

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に扶助料の受給資格に該当している者が、昭和50年5月31日までに申請したときは、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和50年4月分から支給する。

**附 則**(昭和54年3月28日条例第8号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

**附 則**(昭和55年3月28日条例第8号)

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に扶助料の支給要件に該当している者が、昭和55年5月31日までに申請したときは、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和55年4月分から支給する。

**附 則**(昭和57年3月24日条例第10号)

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に扶助料の支給要件に該当している者が、昭和57年5月31日までに申請したときは、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和57年4月分から支給する。

**附 則**(昭和61年3月28日条例第8号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

**附 則**(昭和61年6月25日条例第20号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の西尾市心身障害者扶助料支給条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和61年4月1日から適用する。
- 2 昭和61年4月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に、改正後の条例の規定により新たに手当の支給要件に該当することとなった者が、施行日から同年7月31日までの間に手当の支給の申請をしたときは、改正後の条例第7条第1項の規定にかかわらず、その者が手当の支給要件に該当することとなった日の属する月から手当を支給する。

**附 則**(平成元年12月26日条例第18号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の西尾市心身障害者扶助料支給条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成元年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 2 適用日から平成2年1月31日までの間に、改正後の条例の規定により扶助料の支給要件に該当することとなった者が、この条例の施行の日から平成2年2月28日までの間に扶助料の申請をしたときは、改正後の条例第6条第1項の規定にかかわらず、その者が扶助料の支給要件に該当すること

となった日の属する月の翌月から扶助料を支給し、支給すべき理由が消滅した日の属する月まで支給する。

- 3 前項の場合において、適用日前において改正後の条例の規定により扶助料の支給要件に該当し、適用日においても引き続きその支給要件に該当するときは、扶助料を平成元年4月分から支給する。

**附 則**（平成7年3月29日条例第9号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**（平成10年3月23日条例第13号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正後の西尾市障害者扶助料支給条例（以下「新条例」という。）第2条第3号の規定に該当する者が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）における精神障害者保健福祉手帳等級区分に該当する精神障害者扶助料の支給を受けるため、施行日から平成10年5月31日までの間に新条例第4条第1項の規定による申請又は新条例第5条第1項の規定による届出をした場合における精神障害者扶助料の支給については、新条例第6条第1項又は第2項の規定にかかわらず、平成10年4月分から支給する。

**附 則**（平成11年3月24日条例第8号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年4月15日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年9月28日条例第23号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

**附 則**（平成19年3月27日条例第5号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月28日条例第4号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月28日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月27日条例第12号）

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める改正規定は、平成26年4月1日から施行する。